

令和 2 年 第 8 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

令和 2 年 1 2 月 1 5 日 (開会)

令和 2 年 1 2 月 1 7 日 (閉会)

13時50分 再開

○議長（伊藤敏夫） 再開します。

日程第5 議案第1号から日程第8 議案第4号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第5 議案第1号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第8 議案第4号 令和2年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 定例会提出予算関係議案の1ページをお願いします。

議案第1号 令和2年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

歳入歳出補正予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ370万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,498万9,000円とするものであります。

8ページ、9ページをお開きください。補正予算の主なものをご説明いたします。歳入であります。

16款 1項寄付金 1目総務費寄付金 785万2,000円の追加です。これは行政報告にもあったように北林孝雄さんからの指定寄付金50万円、また、い樹い樹かみこあに応援基金、いわゆるふるさと納税分の実績見込みとして735万2,000円を追加しております。

次のページをお願いします。

17款繰入金 2項基金繰入金 5目人材育成基金繰入金 289万9,000円の減額は、事業中止によるものであります。内訳としましては、萬巒郷の一般研修として8割補助分69万9,000円の減額、高校生の海外研修分が220万円の減額であります。

続いて歳出であります。12、13ページをお願いします。

2款総務費 1項総務管理費 6目企画費 928万5,000円の減額でございます。内訳としましては、コロナによるイベント等の中止、不参加による減額その他、額的に大きいものとしては14節工事請負費802万7,000円の減額であります。今年度において秋田県の館の外壁塗装を予定しておりましたが、外壁そのものの傷みが激しくて、足場の経費を考慮した上で、来年度に外壁補修と塗装を一緒に補修をしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、外壁塗装工事の減額分は900万4,000円ですが、14節工事費の中には秋田県の館と物産センターの自動ドアセンサーの交換工事97万7,000円ほど含まれておりますので、よろしくをお願いします。8目自治振興費の12節

委託料でございます。

15 ページをご覧ください。ふるさと納税WEB委託料として 366 万円分の追加でございます。先ほど歳入で申しあげましたふるさと納税の実績見込みに対応した返礼品等であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 380 万円の追加です。

これは高齢者世帯等に対する除雪費助成金で、除雪費の上限を 6 万円から 12 万円に、補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 に拡充した増額分であります。

次のページをお開きください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費 329 万 2,000 円の追加です。これは生後 6 月以上の予防接種者に対する全額助成に伴うものであります。

次のページをお願いします。

9 款消防費 1 項消防費 2 目常備消防費 532 万 6,000 円の追加です。北秋田市常備消防費の決算による精算でございます。補正後の確定額につきましては 1 億 1,149 万 8,000 円となります。

以上、主なものを説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤敏夫） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 同じく予算関係議案の 25 ページをご覧ください。

議案第 2 号 令和 2 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 410 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,789 万円とするものでございます。

内容につきましては 32 ページ、33 ページをお開きください。歳入からご説明します。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金 36 万 4,000 円を増額であります。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 5 万 8,000 円を増額であります。2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 367 万 8,000 円を増額であります。

次のページ、34 ページ、35 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 6 万 6,000 円を増額でありま

す。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 3 目一般被保険者療養費 36 万 4,000 円の増額であります。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金 367 万円の増額であります。

以上であります。

続いて議案第 3 号 37 ページをご覧ください。

議案第 3 号 令和 2 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,588 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,611 万 6,000 円とするものであります。

内容につきましては 44 ページ、45 ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金 882 万 6,000 円の増額であります。2 項国庫補助金 1 目調整交付金 438 万 8,000 円の増額であります。4 目システム改修費補助金 80 万 6,000 円の増額であります。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金 1,191 万 5,000 円の増額であります。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 551 万 6,000 円の増額であります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金 551 万 6,000 円の増額であります。4 目その他一般会計繰入金 95 万 1,000 円の増額であります。

2 項基金繰入金 1 目基金繰入金 796 万 9,000 円の増額であります。

次の次のページ、48 ページ、49 ページをお開きください。歳出であります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 161 万 4,000 円の増額であります。3 項介護認定費 1 目介護認定費 14 万 3,000 円の増額であります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目介護サービス給付費 3,900 万円の増額であります。2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費 150 万円の増額であります。3 項その他諸費 1 目審査支払手数料 3 万円の増額です。

次のページをご覧ください。4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サー

ビス費 360 万円の増額であります。

以上であります。

次に議案第 4 号 53 ページをご覧ください。

議案第 4 号 令和 2 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 73 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,393 万 1,000 円とするものであります。

内容につきましては 60 ページ、61 ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 73 万 4,000 円の増額であります。

次のページ、62 ページ、63 ページをお開きください。歳出であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 73 万 4,000 円の増額であります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 1 号から議案第 4 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 9 議案第 5 号～日程 13 議案第 9 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 9 議案第 5 号 上小阿仁村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件から 日程第 13 議案第 9 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件まで、5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案第 5 号 上小阿仁村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上小阿仁村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

国の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して支給する防疫等作業手当の特例を定めるにあたり、所要の規定を整備する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

次のページをお願いします。

改訂内容でございますが、附則に2項を加える内容になっており、新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合は、1日につき3,000円、ウイルス感染者若しくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に従事し場合には4,000円とするものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

○議長（伊藤敏夫） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 続きまして提出議案の4ページをご覧ください。

議案第6号 上小阿仁村諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村諸収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものであります。

提案理由。

地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが行われたことに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

主な改正点としましては、租税特別措置法の一部改正に伴い、延滞金に係る用語の見直しされたことに準じて特例基準割合が延滞金特例基準割合に改められたものであります。

この条例は、令和3年1月1日から施行するものであります。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 次に議案第7号 6ページをご覧ください

議案第7号 上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由。

地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが行われたことに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

主な改正点としましては、議案第6号と同じで、租税特別措置法の一部改正に伴い、延滞金に係る用語の見直しがされたことに準じて特例基準割合が、延滞金特例基準割合に改められたものであります。

同じく、この条例は令和3年1月1日から施行するものであります。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 次に議案第8号 8ページをお開きください。

議案第8号 上小阿仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出するものであります。

提案理由

これも議案第6号 第8条と同じく地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが行われことに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

改正点は、同じく特例基準割合が、延滞金特例基準割合に改められたものであります。

これも同じく、令和3年1月1日から施行するものであります。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 次に議案9号 提出議案の10ページをお開きください。

議案第9号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります

上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出するものであります。

提案理由は、地方税法施行令の改正に伴う個人所得課税の見直しにより、国保税負担軽減措置に不利益等が生じないようにするため、この条例案を提出するものであります。

主な改正点としましては、個人所得課税の見直しとして、給与所得控除、公的年金控除から基礎控除へ10万円振り替えることにより、国保税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するために、軽減判定基準の見直しを行うものであります。

なお、この条例は、令和3年1月1日から施行するものであります。

また、適用区分として、令和3年度以後とし、令和2年度分までは従前の例によるものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（伊藤敏夫） 議案第5号から議案第9号までは総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 14 議案第 10 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第 14 議案第 10 号 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 議案第 10 号でございます。

議案第 10 号 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を別記のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、秋田県市町村総合事務組合の構成団体が名称を変更することに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

別表第 1 及び別表第 2 中「能代市山本郡養護老人ホーム組合」を「三種・八峰養護老人ホーム組合」に改める。

附則として、この規約は、知事の許可を受け、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（伊藤敏夫） 議案第 10 号は総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 15 陳情 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第 15 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（伊藤敏夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でございました。

14 時 13 分 散会